

共同実施だより

平成28年度 第2号 平成28年10月
第1支部学校事務共同実施 担当:美和中学校区



朝夕の風が秋らしくなり、日中も過ごしやすい季節になってきました。聞こえていた蝉の声も、耳を澄ませばいつの間にか秋の虫の声になりました。研修に学校行事に大忙しな実りの秋です。

☆ 税金のこと ☆

徴収される可能性も！？年末調整の正しい知識

年末調整と言うとお金が返ってくる（還付される）ことをイメージしてしまう人も多いかと思いますが、税金を支払う（徴収される）場合もあります。年末に「なんで徴収されるの？」または、「還付がたったのこれだけ？」などの疑問を持つ前に年末調整についての正しい知識を仕入れておきましょう！

◎年末調整で税金を支払う必要のある人

- ①毎月の給料の変動が激しい
 - ②昇給した
 - ③親や配偶者が扶養親族から外れた
 - ④16歳以上の子が就職した
- など



税金は年の途中まではざっくりと計算されて徴収されているため、状況の変動により徴収されてしまう場合も出てきます。これは公平に計算された結果のことですので、損しているわけではありません。あまり気を落とさないでください。



10月になると各保険会社から証明書が送られてきます。年末調整まで少し期間があるので、なくさないように大切に保管しておきましょう。

税金の納め方には、こんな方法も！

近年話題になっている「ふるさと納税」。こんな特徴があります。

☆ふるさと納税の5つの特徴☆

①お礼の品がもらえる！

お礼の品や工芸品等、各地域のお礼の品がもらえるんです。

②生まれ故郷でなくてOK！

寄附をする先は、生まれ故郷でなくていいんです。

③税金が控除される！

例えば4万円寄付をしても、3万8千円の税金控除されることも！

*年収や家族構成により控除額は異なりますのでご注意ください。

④使い道を指定できる！

税金の使い道はあなたが決める。日本で唯一の税金の使い道指定ができる制度です。

⑤複数の自治体から選べる！

複数の自治体「ふるさと」に寄付を通じて支援できます。



年間5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となります。静岡県では、焼津市と西伊豆町が全国でも上位にランクインしています。今年の所得税に適用するためには年末までが期限となっています。

退職後のために！知っておきたい確定申告

「確定申告」と言うと「関係のない話」に聞こえるかもしれませんが、退職後は再任用で勤務する方もしない方も密接にかかわってきます。申告は自分で行う必要があるため、機会を見て調べておくといいですね。



☆ 共同実施のこと ☆

共同実施10年、確実に成果が上がっています。

平成17年度から始まって正確には11年と半年が経ちましたが、事務処理や環境整備作業において確実に成果が上がっています。

多人数が集まることにより、一人で行うことでの問題点を克服することができ、書類のミスが減らすことや大規模な環境整備作業が可能となります。また、学校間の情報共有が綿密になり、平準化にも貢献しています。

これから先、29年度には権限移譲、34年度までには小中一貫教育になるなど大きな転換期を迎えています。共同実施のように多人数が集まって仕事をする機会は、これからさらに必要となってくるかもしれません。

